

郡山市社会福祉大会における市長表彰等に関する要綱

昭和62年6月10日制定

平成4年5月22日一部改正

平成11年6月25日一部改正

平成17年6月8日一部改正

平成20年5月8日一部改正

[保健福祉部社会福祉課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の社会福祉の向上発展に貢献し、若しくは功績のあった個人若しくは団体に対し、郡山市社会福祉大会において表彰又は感謝状贈呈を行うための必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当するもののうち特に功績が顕著であると認められるものに対して行う。ただし、郡山市表彰規則による表彰を受けたものは除く。

- (1) 民生委員又は児童委員として15年以上在職した者
- (2) 市内に住所を有する社会福祉法人及び社会福祉団体において役員として15年以上在職した者又は職員として15年以上在職した者で特に他の模範となるもの
- (3) ボランティア活動を行っている個人又は団体のうち、その活動期間が10年以上の者で特に他の模範となるもの
- (4) 市長が委嘱する老人福祉相談員又は障害者生活支援相談員(以下「社会福祉関係相談員等」という。)として15年以上在職した者

2 前項各号のほか、社会福祉の増進に寄与した個人又は団体で、特に市長が表彰することを適当と認めたもの

3 死亡した者で、表彰に該当するものがあつたと認めるときは、追彰する。

(感謝状贈呈基準)

第3条 市長感謝状の贈呈は、社会福祉関係相談員等として10年以上在職した者のうち特に功績が顕著であると認められるものに対して行う。

2 前項のほか、社会福祉の増進に寄与した個人又は団体で、特に市長が感謝状を贈呈することを適当と認めたもの

(候補者の推薦)

第4条 福祉事務所長は、前2条に定める要件を満たしているものがあるときは、別に定める様式により被表彰者及び被贈呈者(以下「被表彰者等」という。)を市長に推薦するものとする。

(被表彰者等の決定)

第5条 市長は、前条の推薦を受けたもののうちから被表彰者等を決定するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 8 日から施行する